

# 奥州市市有林 J-クレジット認証・販売業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 6 月 27 日

奥州市市民環境部 G X 推進室

奥州市（以下「市」という。）では、市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づく J-クレジットの認証、販売に取り組むため、市と共同で J-クレジットの創出、販売に取り組む者を下記の公募型プロポーザル方式による審査により選定する。

## 1 事業概要

### (1) 事業名

奥州市市有林 J-クレジット認証・販売業務

### (2) 発注者

岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 奥州市代表者 奥州市長 倉成 淳

### (3) 事業目的

市は約3,000haの市有林を経営し、間伐等の市有林整備を行いながら森林の持つ二酸化炭素の吸収、水源涵養機能、木材の供給等公益的機能の発揮に貢献している。それら市有林が持つ公益的機能の評価を行い、J-クレジット制度に基づくクレジットの販売を行うことで、その収入を市のグリーントランスフォーメーション施策の推進に還元し、経済性と公益性に配慮した持続可能な社会の実現に向けて取り組む。

### (4) 共同創出者の決定方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

### (5) 事業期間

契約締結の日から令和16年 3 月31日まで

### (6) 業務内容

仕様書のとおり。

### (7) 連絡先

本プロポーザルの担当部署等は、以下のとおりである。

奥州市市民環境部 G X 推進室

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

TEL 0197-34-2062 FAX 0197-51-2374

電子メール gx@city.oshu.iwate.jp

## 2 準拠法令等

準拠法令等について、以下のとおりとする。

(1) 本プロポーザルに係る準拠法令は、日本国の法令とする。

(2) 本プロポーザルで用いる言語、通貨、計量単位及び期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（

明治32年法律第48号)の定めるところによる。ただし、「本プロポーザル実施要領」において特別の記述がある場合を除く。

- (3) 本プロポーザルに関し、訴訟の必要が生じた場合には、盛岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税を滞納していない者であること。
- (3) 令和6年4月1日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、奥州市の指名停止又は指名保留の借置期間中でない者であること。
- (4) 令和6年4月1日から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (5) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人でないこと。
- (9) 上記(7)及び(8)、それらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) J-クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録、クレジット認証申請事務、クレジット販売実績及び事務等の経験を有する者。
- (13) この事業の円滑な遂行のために必要な経営基盤(組織体制、人員、技術能力、資金及び資金等の管理能力を含む。)を有している者であること。

### 4 失格事項

参加申込を行い市から参加資格を認められた者(以下、「参加資格者」という。)が次のい

れかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」に定めた資格が備わっていないことが判明したとき。
- (2) 差し替え等の処理を行わず複数の企画提案書等を提出したままとしたとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 本プロポーザルに関し市が開催した企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを欠席もしくは説明、回答を拒否したとき。
- (7) その他、不正な行為があったとき。

## 5 公告の方法

本プロポーザルに係る公告の方法等は以下のとおり。

なお、本プロポーザルの実施にあたり説明会は実施しない。

- (1) 市掲示板に掲示
- (2) 下記の所管部署で縦覧  
奥州市市民環境部GX推進室（奥州市役所本庁舎2階）
- (3) 市ホームページ (<https://www.city.oshu.iwate.jp/>) に掲載。

## 6 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容を記載の上、以下により提出すること。

- (1) 提出様式 様式1「質問書」
- (2) 提出期限 令和6年7月8日（月）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 奥州市市民環境部GX推進室  
TEL 0197-34-2062 FAX 0197-51-2374  
電子メール [gx@city.oshu.iwate.jp](mailto:gx@city.oshu.iwate.jp)
- (4) 提出方法 電子メールで提出すること。  
なお、提出した場合は、期限内に市に受信を電話で確認すること。  
電子メールの件名を「【法人等名】市有林Jクレジット質問書」とすること。
- (5) 回答 令和6年7月12日（金）午後5時までに市ホームページに一括掲載する。  
なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

## 7 プロポーザル参加申込書の提出

本業務に関して参加意志がある場合は、次により参加申込書及び必要な書類を提出するものとする。期限までに提出がない者は、今回のプロポーザルには参加させない。

- (1) 提出様式及び書類
  - ア 様式2「プロポーザル参加申込書」
  - イ 国の税に係る納税証明書（写）で発行後3か月以内のもの  
消費税及び地方消費税、法人税、申告所得税について未納額のないことの証明書

税務署で発行したもので〔法人の場合〕その3の3、〔個人の場合〕その3の2

ウ 商業登記簿謄本（写）又は身分証明書（写）

i 〔法人の場合〕商業登記簿謄本（全部事項証明書）の写し

法務局で発行したもので、発行後3か月以内のもの

ii 〔個人の場合〕身分証明書の写し

本籍地の市区町村役場の戸籍担当課（奥州市は本庁市民環境部市民課、江刺総合支所及び胆沢総合支所においては市民生活グループ、前沢総合支所及び衣川総合支所においては市民福祉グループ）で発行したもので、発行後3か月以内のもの

エ 財務諸表

直近1営業年度の次の書類

i 〔法人の場合〕貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

ii 〔個人の場合〕売上高及び自己資本額が確認できる書類（確定申告書及びこれに添付した貸借対照表の写し等）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和6年7月22日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※ 参加申込書を郵送提出した場合は、提出期限までに下記の提出先に対し到着を確認すること。

(5) 提出先

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市市民環境部GX推進室

(6) 参加資格に関する審査の通知

参加申込者には、本プロポーザル参加資格結果通知書を令和6年7月25日（木）までにファクシミリ及び郵便により送付する。

8 企画提案書の提出

参加資格者は、本実施要領及び仕様書に基づき、以下の企画提案書を作成し、提出しなければならない。提出様式、記載内容及び留意事項、提出期限等は次のとおりとする。

(1) 提出様式

様式3「企画提案書提出届」

様式4「企画提案書」

(2) 記載内容及び留意事項

提案書類		様式	その他規格
項目	a 表紙 ・所定に沿って記載する。	様式4	1枚
	b 企業概要	様式4-1	1枚

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書提出日現在の実態について、様式に記載されている事項に漏れのないように記入する。</li> <li>・「委託契約を締結した場合の営業拠点」の従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた企業全体の対応部署従業員数を記載する。</li> </ul>		
c	<p>Jークレジット制度取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間の取組実績を記載すること。</li> </ul>	様式4-2	1枚
d	<p>業務実施体制、配置予定責任者の業務実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務を実施する組織図を記載する。また、配置予定責任者について、担当業務等を記載する。</li> <li>・様式を参考として実施体制の実状に沿ったものを作成する。</li> <li>・本業務遂行に当たって、配置される予定の責任者について、保有資格、業務実績、経歴等を記載する。</li> </ul>	様式4-3	1枚
e	<p>業務提案にあたっての基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案をするにあたって、「奥州市市有林 Jークレジット認証・販売業務」の基本的な考え方・意義を示す。</li> </ul>	A4判任意	1枚
f	<p>企画提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体工程計画 令和6年度のプロジェクト登録、認証から森林管理(巡視)及びモニタリングが完了するまでの工程、令和7年度以降の工程を明示する。</li> <li>・認証計画 市有林が持つ公益的機能を検証し、確実に Jークレジット認証を受ける方法を提案する。</li> <li>・モニタリング計画 効率的に該当する市有林のモニタリングが実施出来る方法を提案する。</li> <li>・販売計画 認証クレジットを早期に、高価格で、かつ確実に販売する方法を提案する。</li> <li>・全体収支計画</li> </ul>	A4判任意 (一部A3判折込み可)印刷は、両面・カラー	10枚以内

	<p>令和6年度から令和15年度までの年度毎の収支計画を明示する。</p> <p>・ J-クレジット売却益から外部経費（妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用）を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分における市の按分率。</p>		
--	---	--	--

※ 図面等を使用する場合はA3判横も可とするが、A4判になるよう三つ折りし、企画提案書に綴り込むこと。

(3) 提出期限

令和6年7月29日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※ 企画提案書提出届等を郵送した場合は、提出期限までに下記の提出先に対し到着を確認すること。

(5) 提出先

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地  
奥州市市民環境部GX推進室  
TEL 0197-34-2062 FAX 0197-51-2374

(6) 提出部数等

正本1部、副本6部、副本の原稿（PDF形式、CD-R保存）

(7) 留意事項

- ア 参加資格者1者につき、1提案に限る。
- イ 参加資格者に、次のいずれかに該当する関係者がいる場合は、随意契約の相手方となる候補者として選定しない。
  - i 参加資格者の社長、取締役等が他の参加資格者の議決権（会社の株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。
  - ii 参加資格者の社長、取締役等と他の参加資格者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
  - iii 参加資格者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。）が他の参加資格者の取締役を兼ねているとき。
  - iv 上記iからiiiに掲げる場合に準ずる場合で、市が認める者に該当するとき。

9 辞退

参加資格者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印した辞退届（任意様式）に、辞退理由も記載のうえ、令和6年8月2日（金）午後5時までに担当部署へ持参又は郵送（期限必着）すること。

## 10 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

(1) 日 時 令和6年8月6日(火)(会場、時間等は別途通知する。)

(2) 開催形式 直接対面形式

(3) 実施内容 プレゼンテーションによる。

ア プレゼンテーションは、1参加資格者あたり、説明30分以内・質疑応答10分以内、説明者4人以内とする。

イ プレゼンテーションに必要な資料(パワーポイント他資料データ等)及びパソコン等の機材がある場合は、参加者が準備すること。モニター(55型)及びHDMIケーブル、マイクは市で準備する。また、電源コンセントは、必要であれば会場内にあるものを使用可とする。

(4) その他留意事項

ア プレゼンテーションによる追加資料の提示は認めない。

イ 詳細については、別途、参加者へ通知する。

## 11 委託契約の締結候補者の審査方法等

(1) 奥州市市有林Jークレジット認証・販売業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

審査委員会の設置、運営に当たっては、別に設置要領を定め、構成、委員会の事務及び会議その他を定める。

なお、参加資格者の企画提案書及びプレゼンテーションに対する評価は審査委員会の委員が行うが、委員への不正な接触等を防止するため、同設置要領はプロポーザルの終了まで非公開とする。

(2) 審査委員会委員長は、審査委員会からの報告に基づき、総合的に審査を行い、評価点の合計が最も高い順に随意契約の相手方となる第一候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定する。

(3) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、令和6年8月6日(火)と予定し、正式な日時、場所は、後日、参加資格者に対し電子メールで通知する。

(4) 評点

評点は、以下のとおりの評点により実施する

i 各評価に点数をつけ、300点満点として評価を実施する。評価点の最も高い者を上位者とする。

ii 配点は以下のとおりとする。

評価項目	配点
収益按分に関する評価	60
提案書及びプレゼンテーション評価	240
合計	300

iii 小数点以下の端数が発生した場合は、すべて合算前に切り捨てるものとする。

iv 同点となった場合は、提案書及びプレゼンテーション評価の高い者の順により上位者を決定する。

v 全ての点数が同一である場合は、くじ引により上位者を決定する。

(5) 欠格等

欠格等は、以下のとおり取り扱う。

評価の点数に関わらず、本要領の定めによって辞退をした者及び失格となった者は、その後の評価を受けることはできない。

(6) 評価方法

各評価における評価方法は、次のとおりとする。

ア 収益按分に関する評価（配分：20%）

i 参加資格者による提案のうちJ-クレジット売却益から外部経費（妥当性審査費用・検証費用・外部委託モニタリング費用）を差し引いたプロジェクト粗利を基にした収益按分における市の按分率が最も高い提案（最高割合）を満点（60点）とする。

ii 次点以降は、以下の式により評価点を算出する

$$\text{式 評価点} = 60 \times (\text{提案割合} \div \text{最高割合})$$

※評価点の小数点以下は切り捨てる。

【計算例】最高割合が70%の場合

	A社（最高割合）	B社	C社
市の収益割合に関する提案割合	70%	60%	50%
評価点	60点(満点)	51点	42点

イ 提案書及びプレゼンテーション評価

提案書及びプレゼンテーション評価（配分：80%）は、以下による。

i 審査委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を各委員が行う。

ii 各委員は、以下の項目について、別途定める「提案書評価基準」により評価を行う。

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定者の経験と業務実施能力 (40点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・J-クレジット制度業務の実績があるか。</li> <li>・当該業務を実施するために十分な技術力と経験を有しているか。</li> <li>・クレジットの創出及び活用を支援する「J-クレジット・プロバイダー」としてJ-クレジット事務局に登録しているか。</li> </ul>



業務に対する意欲 (20点)	専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢についてプレゼンテーションにより妥当性を判断する。	・専門技術力、コミュニケーション力、取組姿勢が当該業務を実施する上で妥当であるか。
実施方針 (30点)	目的、条件、内容の理解及び実施手法について、プレゼンテーションにより妥当性を判断する。	・業務内容に対し理解があるか。 ・実施方針が妥当であるか。 ・実施手法が妥当であるか。
企画提案の内容 (150点)	提案内容の的確性	・市が求める的確な提案となっているか。
	提案内容の個別審査	・プロジェクト登録、クレジット認証申請等に係る事務の遂行方法について、具体的な提案がされているか。
		・クレジットの販売方法について、的確な提案となっているか。
		・県外の大企業のみでなく、県内のクレジット購入希望企業も購入出来る提案となっているか。
		・クレジット販売時に奥州市をPR、ブランディング出来る力があるか。
	・仕様書に示すものの他、本業務の目的を達成するうえで効果的または魅力的な提案があるか	
計 240点		

iii 各委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、項目ごとに以下に従って評価を行い、各項目の得点を最良評価の得点（5点）で除し、配点を乗じたものを評価点とし、評価点合計を提案書及びプレゼンテーション評価の得点とする。

※評価点の小数点以下はすべて合算前に切り捨てる。

**【評価要領】** 項目ごとにいずれかの評価を行う。

- 5：特に優れている。基準を大幅に上回っている。非常に説得力がある又は魅力的な説明である。
- 4：優れている。基準を上回っている。説得力がある又は魅力的な説明である。
- 3：普通。必要なことは説明されている。十分な説明である。
- 2：劣っている。基準を下回っている。趣旨や根拠の説明が不十分である。
- 1：著しく劣っている。言及がない。提案書と食い違っておりその説明がない。

iv プレゼンテーションは、各委員が評価を行い、その平均値を委員会の評価とする。審査の当日に委員が欠けた場合も同様とする。

v 全ての参加資格者の審査が終了後、各委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定

する。

vi 「提案書評価基準」及び選定に係る資料は全て非公開とする。

## 12 結果の通知と公表

### (1) 結果の通知

選考の結果については、結果（選定した候補者の評価点の合計点数のみ）を参加資格者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は通知しないものとする。

### (2) 結果の公表

審査結果は、審査委員会の日の翌日から起算して5日以内（土日、祝日を除く）に、全ての参加者に文書で発送する。また、当市公式ホームページを通じて、以下の事項を公表する。

ア 業務の名称

イ 候補者の名称及び所在地

ウ 参加資格者の名称（五十音順に記載）

エ 参加資格者の得点（点数順に記載。ただし、参加資格者が2者の場合、候補者以外の得点は公表しない。）

## 13 契約の締結等

市は、候補者として選定された者と速やかに双方担当業務内容を協議し、契約締結を行う。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む。なお、協議が不調の時は、次点者と契約締結の協議を行う。

## 14 再委託の禁止

(1) 契約の相手方は、市長の承認を受けずに再委託を行ってはならない。

(2) 市長は、契約の相手方が担当する業務の主たる部分が含まれている場合は、再委託を承認しない。

(3) (1)の承認により協定の相手方が第三者に委託を行う場合は、委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 契約の相手方は、委託先の行為について、全責任を負うものとする。

## 15 その他

(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等の企画提案に要する費用は、参加資格者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、参加資格者に無断で本業務以外に使用しない。

(4) 提出された書類は、審査及び説明の目的に、その他の写しを作成し使用することができる。

(5) 選考結果に対して、異議を申し立てることはできない。

(6) 本プロポーザルのスケジュール

令和6年6月28日 市ホームページによる募集開始

令和6年7月8日 質問書の提出締切

令和6年7月12日 質問への回答  
令和6年7月22日 プロポーザル参加申込書の提出締切  
令和6年7月29日 企画提案書の提出締切  
令和6年8月6日 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング  
令和6年8月13日 審査結果の通知発送  
令和6年9月上旬 契約締結

- (7) 参加資格者が1者のみの場合も所定の審査を行い、評価点の合計が配点の合計の6割に達しており、本業務にふさわしいと判断される場合に限り候補者とすることがある。
- (8) 奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）に基づく開示請求があった場合には、受託候補者の選定に係る情報を開示する場合がある。
- (9) 提出書類等は、その各提出期限までの間において、差し替え又は再提出ができるものとする。差し替え又は再提出の期限及び方法は、それぞれ提出書類の種類に応じ「6 質問書の提出」、「7 プロポーザル参加申込書の提出」、「8 企画提案書の提出」に準じる。なお、差し替え又は再提出に要する一切の費用も提案者の負担とする。
- (10) 参加資格者は、辞退ができる。この場合における辞退を理由として、以後の発注者による他の入札等において不利益な扱いを受けることはないものとする。ただし、候補者となつてから辞退する場合においては、この限りではない。
- (11) 公平な評価によるプロポーザルが実施できないと認められる場合及びそのおそれがある場合は、プロポーザルの執行を延期又は中止することがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を行うこともある。
- (12) 参加資格者は、提案に当たり妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に通報し、及び警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、失格とすることがある。